

北九州市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(改定素案)

北九州市保健福祉局

はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、私たちの社会に未曾有の危機をもたらし、感染症が市民の生命・健康のみならず、社会経済活動や地域コミュニティに甚大な影響を及ぼしました。

こうした経験を経て、「感染拡大防止」と「社会経済活動」、「感染症医療」と「通常医療」、それぞれの両立の重要性、そして平時からの周到な備えと有事における迅速・的確な対応を一体として進めることの必要性を深く学んだところです。「将来の感染症危機は避けられない」という認識に立って、今後も継続的な備えが不可欠です。

本市は、九州の最北端に位置し、関門海峡を挟んで本州と向かい合う九州と本州を結ぶ交通・物流の要衝であり、関門港、北九州空港、新幹線、九州自動車道等の広域交通網が集積し、国内外から多くの人々が往来する地域特性ゆえに、感染症の侵入・拡散リスクが高い地域でもあります。

同時に、ものづくり産業を中心とした産業都市として、事業継続と感染拡大防止の両立が地域経済の維持・発展に直結するという重要な特性を有しています。

こうした地域特性を踏まえ、本市は保健所設置市として、公衆衛生の向上及び増進に関する事務を担うとともに、健康危機に対応できる試験・検査能力を有した保健環境研究所を設置し、感染症対策の実施主体として、市民の生命と健康を守る重要な責務を負っています。

新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得られた知見と課題から、国においては令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）が改定されました。また、令和7年3月には福岡県においても「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）が改定されました。

これらの状況を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画に即して、本市の地域特性と新型コロナウイルス感染症対応の経験・教訓を反映した、より実効性のある計画とするため、市行動計画の改定を行うものです。

目 次

第1部

新型インフルエンザ等対策特別措置法と北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画

第1章	新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	P 2
第2章	北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応	P 6

第2部

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	P 12
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	P 32
第3章	市行動計画の実行性を確保するための取組等	P 38

第3部

新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方と取組

第1章	実施体制	P 44
第2章	情報収集・分析	P 54
第3章	サーベイランス	P 60
第4章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P 66
第5章	水際対策	P 74
第6章	まん延防止	P 80
第7章	ワクチン	P 90
第8章	医療	P 100
第9章	治療薬・治療法	P 114
第10章	検査	P 120
第11章	保健	P 128
第12章	物資	P 142
第13章	市民生活及び市民経済の安定の確保	P 148

用語集

参考資料

第1部

新型インフルエンザ等対策特別措置法と

北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020(令和2)年以降新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能である。

このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として、人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないために、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により、ほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから、社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)は、病原性が高い「新型インフルエンザ等感染症」、同様に危険性のある「指定感染症」及び「新感染症」が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

この法律は、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

1. 新型インフルエンザ等感染症

2. 指定感染症

3. 新感染症

である。

【参考】新型インフルエンザ等対策行動計画の対象となる感染症について

行動計画の対象となる感染症について

分類	感染症	分類の考え方など
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 など	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
二類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9) など	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス など	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 など	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類感染症	新型コロナウイルス感染症(先般流行したものに限る)、インフルエンザ、梅毒、麻しん など	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症 、再興型インフルエンザ など	- インフルエンザ等のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの - かつて世界的規模で流行したインフルエンザ等であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	現在なし	既に知られている感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症	現在なし	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

※1 指定感染症は、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。

※2 新感染症は、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるものに限る。

第2章

北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と 感染症危機対応

第1節 北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して、対策の充実等を図るために行うものである。

市はこれまでも、2009年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、市行動計画を平成25年12月に作成した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示しているが、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省の武漢市において、原因不明の肺炎が集団発生した。2020年1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

北九州市でも、同年3月に市内での初の感染者が確認され、4月には初のクラスター疑い事案が発生し、感染防止対策や医療提供体制の強化に追われた。

先般の新型コロナへの対応にあたっては、通常医療と感染症医療の両立や感染拡大防止と社会経済活動の両立など、様々な場面で多くの課題が浮き彫りとなった。

3年超にわたって新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では全ての国民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。

この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

第3節

市行動計画の改定の目的

新型コロナ対応を振り返ると、平時の備えの不足や、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、情報発信などの課題に直面した。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、こうした社会を目指すため、

① 感染症危機に対応できる平時からの体制作り

② 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減

③ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現できるよう、政府行動計画及び県行動計画が全面改定された。

これらの目標を市においても実現できるよう、市行動計画の全面改定を行う。

